

(1 9 0) 【発行国・地域】日本国特許庁 (J P)
(4 5 0) 【発行日】令和2年1月21日 (2 0 2 0 . 1 . 2 1)
【公報種別】商標公報
(1 1 1) 【登録番号】商標登録第6210575号 (T 6 2 1 0 5 7 5)
(1 5 1) 【登録日】令和1年12月27日 (2 0 1 9 . 1 2 . 2 7)
(5 4 1) 【登録商標 (標準文字) 】

ダイヤモンドハードタック

(5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】2
(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第6類 建築用又は構築用の金属製専用材料
第19類 建築用又は構築用の非金属鉱物、陶磁製建築専用材料、リノリウム製建築専用材料、プラスチック製建築専用材料、ゴム製の建築用又は構築用の専用材料、石こう製の建築用又は構築用の専用材料、木材、石材、建築用ガラス
【国際分類第11版】
(2 1 0) 【出願番号】商願2019-33693 (T 2 0 1 9 - 3 3 6 9 3)
(2 2 0) 【出願日】平成31年3月6日 (2 0 1 9 . 3 . 6)
(7 3 2) 【商標権者】
【識別番号】510076432
【氏名又は名称】株式会社 一原産業
【住所又は居所】大分県大分市萩原4丁目11番9号
(7 4 0) 【代理人】
【識別番号】100096839
【弁理士】
【氏名又は名称】曾々木 太郎
【法区分】平成23年改正
【審査官】赤澤 聡美
(5 6 1) 【称呼 (参考情報) 】ダイヤモンドハードタック、ダイヤモンド、ハードタック
【検索用文字商標 (参考情報) 】ダイヤモンドハ - ドタック
【類似群コード (参考情報) 】
第6類 07A01
第19類 06B01、07A02、07A03、07C01、07D01、07E01